

2004年8月27日

各位

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長 村田 利文
(大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・マーケット
- 「ヘラクレス」証券コード番号:2321)
問い合わせ先: 取締役/CFO 山本 明彦
電話番号:011-623-1001

新株予約権発行に関するお知らせ

当社は平成16年8月27日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権発行を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行理由

当社では、平成15年2月以降、これまで手がけてきたVoIPに関する包括的な各種事業から、当社のSIP及びVoIP関連技術の普及を図る新たなビジネスモデルへ転換し、その中核事業として「SIPパートナープログラム」事業を本格的に展開してまいりました。この「SIPパートナープログラム」事業の推進により、当社ではこれまでの受託開発中心の事業構造から、当社のコア技術を活用したSIP関連製品のライセンスによるソフトウェア販売を中心とした事業構造へ転換を図ることで財務体質の改善に努めるとともに、当社SIP関連技術をいち早く業界内へ普及させることで「SIP技術におけるデファクト・スタンダード獲得」を目指しております。

このような状況に鑑み、当社では、今後、更なる業容の拡充を図りながら、SIPに関連した高度で高付加価値な技術開発の継続、並びにSIP市場におけるデファクト・スタンダード獲得に向けた営業力及びマーケティング力強化に必要な事業基盤と財務面での安定を図るためには、利益の蓄積による内部留保の充実に加え、エクイティ・ファイナンスによる株主資本の強化を行っていく必要があると考え、多様化する資本調達スキームの中から、新株予約権の発行が現時点における最良の選択であると判断し実施することといたしました。今回の新株予約権の発行により、時価に即した行使価額で速やかに新株の発行ができるとともに、潜在株式数の比率(発行済株式数に対する新規発行株式数の割合)に上限を付すことが可能となるため、株式の希薄化効果を一定限度に抑えつつ株主資本の増強を効率的に進めることができると考えております。

また、当社は、今回の新株予約権の発行によって株主資本の増強を図ると同時に、継続的な黒字化を実現することで、未処理損失の早期解消を達成していく所存です。

2. 新株予約権の発行要領

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 新株予約権の名称 | 株式会社ソフトフロント第1回新株予約権 |
| (2) 新株予約権の総数 | 120個 |
| (3) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 本新株予約権の目的たる株式の種類及び総数は当社普通株式3,000株とする。(本新株予約権1個の目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)) |

- は 25 株とする。)
- ただし、第 19 項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的たる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (4) 各新株予約権の発行価額 本新株予約権 1 個あたり 40,000 円
(本新株予約権の目的たる株式 1 株あたり 1,600 円)
- (5) 新株予約権の発行総額 4,800,000 円とする。
- (6) 新株予約権の申込期日 平成 16 年 9 月 13 日
- (7) 新株予約権の払込期日 平成 16 年 9 月 13 日
- (8) 新株予約権の行使の際の払込金額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する場合における株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初 330,800 円とする。
- (9) 新株予約権の行使により発行する株式の発行総額 997,200,000 円
(ただし、第 20 項により行使価額が修正された場合には、上記発行総額は増加又は減少する。)
- (10) 新株予約権の発行価額及びその行使の際の払込金額の算定理由 当社は、本新株予約権が、当社取締役会の決議により、発行日の翌日以降任意の時点において、その発行価額と同額の対価をもって消却できるものとされていることから、本新株予約権の時間的価値は特定し難く、ブラック・ショールズモデルや二項モデルといった一般的なオプションプライシングモデルを用いてオプション・バリューを算定することには馴染まないと判断した。他方、本新株予約権の消却を決議した場合にはその公告がなされた日の翌銀行営業日までに権利行使期間が制限されてしまうことから、仮定的に行使価額を 330,800 円とする期間 1 日のコールオプションの価値を算出し、本新株予約権の発行価額はかかるコールオプションの価値を下回らないことを確認した上で、本新株予約権の目的たる株式の低流動性や、本新株予約権自体の流動性も限定的でありこれを取引の対象とすることは予定されていないこと、また、当社の財務状態、収益状況、配当状況等の事情から、投資家の当社に対する投資リスクを総合的に勘案した。かかる状況において、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した 40,000 円を、本新株予約権の 1 個あたり発行価額とした。
また、本新株予約権の行使時の払込金額は、当初、平成 16 年 8 月 27 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 2.10% 上回る額とした。

- (11) 新株予約権の権利行使期間 平成 16 年 9 月 14 日から平成 19 年 9 月 13 日まで(ただし、第 13 項各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告がなされた日の翌銀行営業日が行使期間の最終日である。)。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
- (12) 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (13) 新株予約権の消却事由及び消却の条件 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日の翌日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ 1 か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権 1 個あたり 40,000 円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、当社取締役会で定める消却日に先立つ 1 か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権 1 個あたり 40,000 円にて、残存する本新株予約権の全部を消却する。
- (14) 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (15) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式の発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、第 19 項及び第 20 項又は第 21 項によって修正又は調整が行われることがある。
- (16) 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ソフトフロント 本社管理本部
- (17) 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社北海道銀行 札幌駅前支店
- (18) 新株予約権の期中行使があった場合の株式に関する配当金の計算 本新株予約権の行使により交付される当社普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配(中間配当金)については、本新株予約権の行使が毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは当該年の 4 月 1 日に、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは当該年の 10 月 1 日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (19) 各新株予約権の目的たる株式の数の調整 当社が第 21 項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。ただし、調整の結果 1 株の 10 分

の5以上の端数が生じる場合にはこれを切り上げ、1株の10分の5未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(20) 行使価額の修正

当社は、平成16年10月1日以後、以下の第 号又は第 号のいずれかに該当する場合には、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、行使価額を、以下の第 号又は第 号に定める価額に修正する。

決定日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「3連続時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所(当社普通株式が他の証券取引所に上場された場合には、当社普通株式の普通取引の出来高及び値付率等を考慮して当社が最も適切と判断する証券取引所とする。以下同じ。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.02を乗じて算出される金額(100円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)が、当該決定日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額を、決定日価額 に修正する。

決定日まで(当日を含む。)の10連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの10連続取引日とする。以下「10連続時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の全てが、当該決定日において有効な行使価額に1.20を乗じて算出される金額(100円未満を切り捨てる)を上回る場合には、行使価額を、10連続時価算定期間の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に1.02を乗じて算出される金額(100円未満を切り捨てる。以下「決定日価額」という。)に修正する。

なお、3連続時価算定期間内又は10連続時価算定期間内に、第21項で定める行使価額の調整が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の新株予約権要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額 が165,400円(以下「下限行使価額」という。ただし、第21項による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、決定日価額 が496,200円(以下「上限行使価額」という。ただし、第21項による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

- (21) 行使価額の調整
- 当社は、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使による場合を除く。)ならびに株式分割により普通株式を発行する場合及び時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (22) 募集の方法
- 第三者割当ての方法により、全てを野村證券株式会社に割当てて。
- (23) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。
- (24) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

1. 資金使途

- (1) 調達資金の使途
- 新株予約権の行使の際の払込金額を含めた手取概算額 981,500,000 円については、長期運転資金及び研究開発投資に充当する予定であります。
- (2) 前回調達資金の使途の変更
- 該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し
- 今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配当等

- (1) 利益配分に関する基本方針
- 当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題の一つであると考えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社では、将来の事業展開に備えた安定的財務体質の確立を最優先課題と認識しており、今後とも一層の内部留保の充実を図ることで企業価値を増大させ、株主の皆様の期待に応えていきたいと考えております。したがって、配当に関しては、各期の経営成績を考慮し決定することを基本方針といたしますが、現時点における配当の実施時期等につきましては不明であります。

(3) 内部留保資金の用途

研究開発及び新たな事業展開に使用致します。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

会計期間	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純損益	32,796.65円	79,736.15円	5,840.26円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
(内1株当たり中間配当金)	(-円)	(-円)	(-円)
実績配当性向	-%	-%	-%
株主資本当期純利益率	-%	-%	22.8%
株主資本配当率	-%	-%	-%

(注)1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。平成15年3月期以前については当期純損失を計上しているため記載しておりません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、平成16年8月27日現在の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は18.7%となる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する新株予約権が全て当初の行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値です。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成14年9月10日	170,000千円	1,976,345千円	有償一般募集
平成15年5月23日	20,615千円	1,996,960千円	有償第三者割当増資

(3) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	-円	240,000円	75,000円	420,000円
高 値	-円	248,000円	600,000円	490,000円
安 値	-円	60,400円	62,200円	260,000円
終 値	-円	79,400円	351,000円	324,000円
株価収益率	-倍	-倍	60.1倍	-倍

(注)1. 平成14年12月15日までは大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場におけるものであり、平成14年12月16日からは大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。なお、平成

14年9月10日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 平成17年3月期の株価については、平成16年8月27日現在で表示しています。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。平成15年3月期においては、当期純損失を計上しているため、株価収益率については記載しておりません。

(4) 割当予定先の概要

割当予定先の名称		野村證券株式会社
割当新株予約権数		120 個
払込金額		4,800,000 円
割当予定 先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
	代表者の氏名	執行役社長 古賀 信行
	資本の額	10,000,000,000 円
	事業の内容	証券業
	大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
当社との 関係	出資	当社が保有している割当予定 先の株式数
	関係	割当予定先が保有している当 社の株式数
	取引関係等	証券売買

(注) 資本の額及び出資関係の欄は、平成16年3月31日現在のものです。

以上